

令和6年度 社会福祉法人一般監査 指摘件数一覧

(单位:件)

[illegible]

(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合 計	
		社会福祉 関係 社会福祉法人		老人福祉 関係 社会福祉法人		障がい福祉 関係 社会福祉法人		児童福祉 関係 社会福祉法人			
指摘区分 項目		文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
Ⅲ 管 理	1 人事管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資産管理										
	(1) 基本財産	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	(2) 基本財産以外の財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 株式保有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 不動産の借用	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	3 会計管理										
	(1) 会計の原則	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
	(2) 規程・体制	1	0	3	1	0	0	4	7	8	8
	(3) 会計処理	1	1	3	3	0	0	3	4	7	8
	(4) 会計帳簿	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	(5) 附属明細書等	2	0	5	6	0	0	7	7	14	13
	小計	4	1	11	12	0	0	15	18	30	31
	4 その他										
	(1) 特別の利益供与の禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 社会福祉充実計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 情報の公表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) その他	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	小計	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
合計		6	1	16	15	0	0	28	47	50	63

令和6年度 社会福祉法人一般監査における指摘内容一覧（項目別）

根拠法令等の凡例

- 法 :社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）
- 令 :社会福祉法施行令（昭和33 年政令第185 号）
- 規則 :社会福祉法施行規則（昭和26 年厚生省令第28 号）
- ガイドライン :「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- 認可通知 :「社会福祉法人の認可について(通知)」（平成12 年12 月1日付け障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省・老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- 審査基準 :認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- 定款例 :認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- 審査要領 :「社会福祉法人の認可について(通知)」（平成12 年12 月1日付け障企第59 号・社援企第35 号・老計第52 号・児企第33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」
- 会計省令 :社会福祉法人会計基準（平成28 年厚生労働省令第79 号）
- 運用上の取扱い :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28 年3月31 日付け雇児発0331 第15 号・社援発0331 第39 号・老発0331 第45 号厚生労働省・雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- 留意事項 :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28 年3月31 日付け雇児総発0331 第7号・社援基発0331第2号・障障発0331 第2号・老総発0331 第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知)
- 平成28年改正法 :社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28 年法律第21 号）
- 平成28年改正政令 :社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28 年政令第349 号）
- 一般法人法 :一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

1. 文書指摘 (単位:件)

指 摘 項 目		指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
I 法 人 運 営	3(1) 評議員の選任	評議員は貴法人の定款に基づき、評議員選任・解任委員会において選任してください。	・ガイドライン I 3(1)1 ・法人定款	1
	3(2) 評議員会の招集・運営	評議員会の招集通知に記載しなければならない次の事項を理事会で決議し、評議員会の招集通知に記載してください。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)(議案の概要が招集通知に記載(添付)されていないため)	・ガイドライン I 3(2)1及び I 6(1)2 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項 ・規則第2条の12	1
		評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認してください。 なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 3(2)2 ・法第45条の9第6項から第8項まで	1
		評議員会の議事録が作成されていませんので、議事録を作成してください。また、貴法人の定款に定めるものの署名又は記名押印を受けてください。 (・評議員会の決議があったとみなされた場合の議事録が未作成でした。 ・議事録に議事録署名人の記名押印が確認できないものがありました。)	・ガイドライン I 3(2)3 ・法第45条の9第10項及び第11条第1項から第4項 ・法人定款	1

I 法人 運 営	4(2) 理事の選任及 び解任	就任承諾書等により、就任の意思表示を確認してください。 理事(任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された場合を除く)の任期について、貴法人の定款のとおり「選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としてください。 (・6名中4名の就任承諾書を確認できませんでした。 ・就任承諾書を徴取している2名について、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会終結の時となっていました。また、就任承諾の日付が空欄でした。)	・ガイドライン I 4(2)1 ・法43条第1項 ・法人定款	2
	4(3) 理事の適格性	理事のうちに含まれなければならない「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」について、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (理事のうちに各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 4(3)2 ・法第44条第4項第1号及び第2号	3
	4(4) 理事長	業務執行理事は、理事会の決議により選定してください。 (理事の改選後、業務執行理事の選定が行われていませんでした。)	・ガイドライン I 4(4)1 ・法第45条の16第2項第2号 ・法人定款	1
	5(2) 監事の選任及 び解任	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ていませんでしたので、改善してください。 (過半数の同意を得ていることを証する記録の確認ができませんでした。)	・ガイドライン I 5(2)1 ・法第43条第1項 ・同条第3項により準用される一般法人法第72条第1項 ・法第45条の4第1項、第45条の9第7項	3
		監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (評議員会での選任決議において、「社会福祉事業について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2)3 ・法第44条第5項	4
	6(1) 理事会の審議 状況	理事会は、開催日の1週間(中7日間)前までに、各理事及び監事にその通知を発出してください。(招集通知が期限までに発出されていませんでした。中6日間)	・ガイドライン I 6(1)1 ・法第45条の14第1項 ・同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項	1
	6(3) 債権債務の状 況	多額の借財(専決規程等により、理事長等に多額ではない借入の権限が委任されていない場合は、全ての借財)について、理事会の議決を受けた上で行ってください。	・ガイドライン I 6(3)1 ・法第45条の13第4項第2号	1
III 管 理	8(4) 報酬等の総額 の公表	現況報告書により公表する「報酬等の総額」は、前会計年度に支出した実績としてください。 (監事全員の報酬等の総額が0円で公表されていました。)	・ガイドライン I 8(4)1 ・法第59条の2第1項第3号 ・規則第2条の41及び第10条 ・社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について(H29.3.29雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号)別紙1記載要領【個別事項】2(3-6)、3(3-12)及び4(3-6)	1
	3(1) 会計の原則	貸借対照表の記載内容(勘定科目)において、一般的とされる会計処理とは異なる内容が見受けられたので、自主点検のうえ正確なものとしてください。 (貸借契約に係る保証金について、契約内容から賃料の一括前払いであると解されることから長期前払費用に計上すべきところ、差入保証金に計上されていました。)	・ガイドライン III 3(1) ・会計省令第1条第2項及び第28条 ・留意事項25(1)及び別添3	1

Ⅲ 管 理	3(2) 規程・体制	会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 (次に掲げる会計処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。) ・第4条第1項で会計年度を4月1日から翌年3月31日までと定めているが、令和5年度の補正予算を予算執行終了後(令和6年6月4日)に実施している ・第47条第2項に規定する固定資産以外の項目が計算書類や固定資産台帳で使用されている ・第52条に規定する固定資産管理者を任命していない ・第55条に減価償却は定額法と定めているが、定率法で減価償却している資産がある。)	・ガイドラインⅢ3(2)1 ・留意事項1(4) ・法人経理規程	8
	3(3) 会計処理	貸借対照表の資産の部に記載する積立資産(中区分の勘定科目)については、その目的を示す名称を付してください。 (積立金は目的を示す名称を付した勘定科目として計上するとされており、この場合、貸借対照表の純資産には「その他の積立金－人件費積立金、施設設備等積立金」として、対応する資産としては「固定資産－その他の固定資産－人件費積立資産、施設設備等積立資産」と表示すべきところ、それぞれ『その他の積立金』『その他の積立資産』と表記されている。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項別添3-3	1
		会計処理について法人が設けるべき拠点区分が設けられていませんでしたので、所要の措置を講じてください。	・ガイドラインⅢ3(3)1 ・会計省令第10条第1項 ・運用上の取扱い2 ・留意事項4	1
		予算の執行に当たって、変更を加えるときは、貴法人の定款等に定める手続を経てください。 (定款及び経理規程で、理事長が作成し理事会の承認を得ると規定していますが、理事会の承認を得ていない事例が確認されました。資金収支計算書の予算額は、理事会で承認された最終補正予算額としてください。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項2(2) ・法人定款 ・法人経理規程	2
		貸借対照表における中区分の勘定科目の追加について、やむを得ない場合のみ可となっていますが、今回のケースでの科目追加は適当でないため必要な対応を図ってください。 (・「退職共済預け金」という勘定科目が追加されていました。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項25 ・法人経理規程	1
		会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている (【令和5年度決算】 ・計上する勘定科目に誤りがある ・拠点区分間の内部取引が各号第3様式において相殺されていない)	・ガイドラインⅢ3(3)2 ・会計省令第11条 ・留意事項10, 11	1
		長期未払金に関して、決算日の翌日から起算して1年以内に償還期限が到来するものは流動負債としてください。	・ガイドラインⅢ3(3)2 ・運用上の取扱い6	1
	3(5) 附属明細書等	計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 (【令和5年度決算】 ・国庫補助金等特別積立金明細書(別紙3⑦)について、「区分並びに積立て及び取崩しの事由」欄には「サービス活動費用の控除項目として計上する取崩し額」と記載 ・基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3⑧)について、退職給付引当資産の当期増加額が資金収支計算書と不一致。 ・積立金・積立資産明細書(別紙3⑫)について、退職給付引当資産は下表の積立資産の表に記載のこと。資金収支計算書と金額が不一致 ・サービス区分間繰入金明細書(別紙3⑬)について、「使用目的等」欄は◎◎より収入、△△へ支出ではなく、資金の使用目的を記載 ・各書類の拠点区分名とサービス区分名が経理規程と異なる)	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・運用上の取扱い26並びに別紙3(⑦)(⑧)(⑫)(⑬)	1

Ⅲ 管理	3(5) 附属明細書等	財産目録は、次のとおり、貴法人の定款及び記載上の留意事項等に従って作成してください。 (・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載する。 ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。 ・車両運搬具は「○○他▲台」のように記載し、○○には会社名と車種を記載する。 ・基本財産が定款第28条第2項の基本財産と一致しない。)	・ガイドラインⅢ3(5)3 ・会計省令第31条及び第34条 ・運用上の取扱い27及び別紙4 ・法人定款	4
	3(5) 附属明細書等	計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 【積立金・積立資産明細書】 ・退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合には摘要欄にその旨を明記すること。 【借入金明細書】 ・役員等からの短期借入金がある場合は区分を新設し記載すること。 【補助金事業等収益明細書】 ・補助金事業に係る収益がある場合は、作成すること。	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・運用上の取扱い26並びに別紙3(①)(③)(⑫)	1
	3(5) 附属明細書等	計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 【令和5年度決算】 ・積立金・積立資産明細書について退職給付引当資産の記載がない(摘要欄の記載漏れ)	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い26及び別紙3(⑫)	2
	3(5) 附属明細書等	財産目録の基本財産が定款第28条の基本財産と一致していない	会計省令第31条から第34条 運用上の取扱い27	5
	3(5) 附属明細書等	計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤りが見受けられたので、改善してください。 【令和5年度決算】 ・4「法人で採用する退職給付制度」には該当あるので記載すること ・5.4「各拠点区分におけるサービス区分の内容における拠点区分及びサービス区分」が経理規程と異なる ・9「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における減価償却累計額 ・10「債権額、徴取不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高」における債権額 ・15(新設)「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」について未記載、現在の「15」は繰り下がり「16」となる	・ガイドラインⅢ3(5)1 ・会計省令第29条第1項第9号 ・運用上の取扱い25並びに別紙1及び2	1
合 計				50

2.口頭指摘

(単位:件)

指 摘 項 目		指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
I 法人運 営	法人運営共通	評議員会において理事長が議長となり議事を進めた事例がありましたので、貴法人の定款施行細則の規定により、評議員会の議長は出席した評議員の中から互選により選任してください。	・ガイドライン I ・法人定款施行細則	1
	1- 定款	備置き又は公表する定款は、直近のものとしてください。(財務諸表等電子開示システムにより公表されている定款の内容が、直近のものではないことが確認されました。)	・ガイドライン I 1-3 ・法第59条の2第1項第1号 ・規則第10条第1項	3
	3(1) 評議員の選任	評議員会の役割の重要性を鑑み、評議員の選任に当たっては、名目的、慣例的にその選任を行わないでください。 (直近開催の評議員会を連続して欠席していました。)	・ガイドライン I 3(1)2 ・法第40条第1項、第2項、第4項、第5項 ・法第61条第1項 ・審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)	1
		評議員選任解任委員会の議事録が未作成でしたので、整備してください。	・ガイドライン I 3(1)1 ・法第39条 ・法人定款	1
		就任承諾書等により、就任の意思表示を確認してください。 また、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団等の反社会的勢力に属するものでないかについて、履歴書誓約書等を聴取して本人に確認する等の方法により法人において確認を行ってください。 (7名中1名の就任承諾書及び誓約書が確認できませんでした)	・ガイドライン I 3(1)1及び2 ・法第40条第1項、第4項及び第5項 ・規則第2条の7及び第2条の8 ・審査基準第3-1(5)及び(6)並びに第3-2(4)	1
		評議員会には、民主的で適正な法人・事業運営を図る重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。	・ガイドライン I 4(3)1 ・審査基準第3-1(3)	1
	3(2) 評議員会の招 集・運営	評議員会の議事録には、貴法人の定款に定める者の「署名」を受けてください。 (定款では、「出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名者2名が「署名押印」として規定されているところ、署名していない事例がありました。)	・ガイドライン I 3(2)3 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15 ・法人定款	1
		評議員会の招集通知に記載しなければならない次の事項を理事会で決議し、評議員会の招集通知に記載してください。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨) (理事会で評議員会の場所と議案の概要が決議されていませんでした。)	・ガイドライン I 3(2)1及び I 6(1)2 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項 ・規則第2条の12	1
	4(3) 理事の適格性	理事候補者が欠格事由に該当しないか、当該法人の各役員(理事及び監事)と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会勢力の者に該当しないかについて、履歴書、誓約書等を徴取して本人に確認する等の方法により、法人において確認を行ってください。	・ガイドライン I 4(3)1 ・法第44条第1項により準用される第40条第1項及び法第44条第6項 ・規則第2条の10 ・審査基準第3の1(5)(6)、第3の3(4)	2

I 法人運営	4(3) 理事の適格性	理事会には、法人の意思を決定する重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。	・ガイドライン I 4(3) 1 ・社会福祉法人審査基準第3-1(3)	1
	5(2) 監事の選任及び解任	監事候補者が欠格事由に該当しないか、当該法人の各役員(理事及び監事)と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないかについて、履歴書、誓約書等を徴取して本人に確認する等の方法により、法人において確認を行ってください。	・ガイドライン I 5(2) 2 ・法第44条第1項により準用される第40条第1項及び第2項並びに第44条第2項及び第7項 ・規則第2条の11 ・審査基準第3の1(5)(6)、第3の4(4)	3
		法人と監事との関係は、委任に関する規定に従うこととされていることから、監事について、就任承諾書等により就任の意思表示の確認を行ってください。	・ガイドライン I 5(2) 1 ・法第38条	1
		理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ていませんでしたので、改善してください。(理事会の議事録への署名が1名しかなかったため、過半数の同意を得ていることを証する記録の確認ができませんでした。)	・ガイドライン I 5(2) 1 ・法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項	2
		監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (監事のうち各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において「財務管理について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2) 3 ・法第44条第5項第2号	1
	6(1) 理事会の審議状況	理事会の招集通知を省略する場合には、理事及び監事全員の同意を得たことが確認できる書類等を整備してください。 (理事及び幹事の全員の同意を得たことが確認できませんでした。)	・ガイドライン I 6(1) 1 ・法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条	1
		業務執行理事を選任した場合は、理事会において貴法人の定款に基づき、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況に関する報告をしてください。	・ガイドライン I 6(1) 4 ・法第45条の16第3項 ・法人定款	1
	6(2) 理事会の記録	理事会の議事録には、貴法人の定款に定める者の「署名」を受けてください。 (定款では、「出席した理事長及び監事」が「署名押印」とすると規定されているところ、署名していない事例がありました。)	・ガイドライン I 6(2) 1 ・法第45条の14第6項、第7項、 法第45条の15第1項 ・法人定款	3
	6(3) 債権債務の状況	多額の借財に関して理事会の決議を受けてください。 (多額の借財の範囲に関して理事会の決議を確認できませんでした。また、理事長に委任する範囲を定めた専決規程等も確認できませんでした。よって、借財について理事会の議決を受けてください)	・ガイドライン I 6(3) 1 ・法第45条の13第4項第2号 ・法人経理規程(専決規程がある場合は有効)	1
III 管理	2(1) 基本財産	基本財産である不動産の登記を適切に行ってください。	・ガイドライン III 2(1) 1 ・法25条 ・審査基準第2の1の(1)	1
	2(4) 不動産の借用	国又は地方公共団体以外の者から借用している社会福祉事業の用に供する土地について、契約を締結し、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記を適正に行ってください。 (園敷地の一部の借用について、契約の締結及び利用権の登記がされていませんでした。)	・ガイドライン III 2(4) 1 ・審査基準第2の1の(1)	1

Ⅲ 管 理	3(1) 会計の原則	・事業活動計算書については、当該会計年度における純資産の増減を正しく計上してください。 (固定資産売却損・処分損について計上されていませんでした) ・貸借対照表については、当該会計年度末時点の資産・負債・純資産を正しく計上してください。 (器具および備品について、過剰計上されていました)	・ガイドラインⅢ3(1) ・会計省令第20条から第24条 ・会計省令第25条から第28条	1
	3(2) 規程・体制	会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 (次に掲げる処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。) ・使用する勘定科目 ・減価償却資産の償却累計額)	・ガイドラインⅢ3(2)1 ・留意事項1(4) ・法人経理規程	8
	3(3) 会計処理	資金収支計算書の様式は、会計基準に則したものとしてください。 (資金収支計算書について、第一号第一様式、二様式、三様式に勘定項目の大分類以外が記載されている。第四様式に小分類まで記載されていない。) 事業活動計算書について、第二号第一様式、二様式、三様式に勘定項目の大分類以外が記載されている。第四様式に小分類まで記載されていない。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第17条及び第一号第一様式～第四様式、第二号第一様式～第四様式	2
		・予算の執行に当たって、変更を加えるときは、貴法人の定款等に定める手続を経てください。 (定款及び経理規程で、理事長が作成し理事会の承認を得ると規定していますが、承認されていない補正予算を執行していました。資金収支計算書の予算額は、理事会で承認された最終補正予算額としてください。) ・資金収支計算書において、当年度の前期末支払資金残高と前年度の当期末支払資金残高が一致しませんでした。 ・計算書類間で金額が一致すべきところ、次のとおり一致しないものがありましたので、所要の措置を講じてください。 (資金収支計算書と貸借対照表の「支払資金残高」)	・ガイドラインⅢ3(3) ・留意事項2(2) ・法人定款 ・法人経理規程	1
		計算書類において、令和4年度決算の当年度末額と令和5年度決算の前年度末額が一致していませんでした。決算書の作成に関して、年度間の整合を図ってください。 (・資金収支計算書における当年度の前期末支払資金残高と前年度の当期末支払資金残高 ・貸借対照表における事業未払金、次期繰越活動増減差額、(うち当期活動増減差額))	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第2条	1
		減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産については、適正に減価償却を行ってください。 (次に掲げる資産について、減価償却が適正に行われていないことが確認されました。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第4条第2項 ・運用上の取扱い16 ・留意事項17	2
		事業活動計算書の様式は、会計基準に則したものとしてください。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第23条及び第1号第1～4様式 ・会計省令第24条及び別表第2	1
		貸借対照表の記載内容(勘定科目)において、一般的とされる会計処理とは異なる内容が見受けられたので、自主点検のうえ正確なものとしてください。 (1年以内に現金化する目的のない有価証券が、流動資産に計上されていました)	・ガイドラインⅢ3(3) ・会計省令第1条第2項及び第28条 ・留意事項25(1)及び別添3	1
	3(4) 会計帳簿	固定資産の管理については、固定資産台帳を作成し、基本財産(有形資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)に関する個々の資産の管理を行ってください。(固定資産が誤った拠点区分に登録されていました)	・ガイドラインⅢ3(4) ・法人経理規程 ・留意事項27 ・運営上の取扱い別紙3(⑧)	1

Ⅲ 管理	3(5) 附属明細書等	財産目録について、次のとおり不備が確認されましたので、記載上の留意事項等に従い、適正に作成してください。 (・建物の取得年度に誤りがありました)	・ガイドラインⅢ3(5)3 ・会計省令第31条、第33条、第34条 ・運用上の取扱い27及び別紙4	2
	3(5) 附属明細書等	計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤り及び漏れが見受けられたので、改善してください。 【令和5年度決算】 ・有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高 ・満期保有目的の債権の内容並びに帳簿価格、時価及び評価損益	・ガイドラインⅢ3(5)1 ・会計省令第29条第9項第11号 ・運用上の取扱い25並びに別紙1及び2	2
		計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 ・借入金明細書(別紙3①)の当期借入金と当期償還額に誤りがある ・積立金・積立資産明細書(別紙3⑫)事業保険積立資産⇒退職給付引当資産の誤り	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い26並びに別紙3(①)及び(⑫)	1
		計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 【令和5年度決算】 ・補助金事業等収益明細書、基本金明細書、国庫補助金等特別積立金明細書について、拠点区分が未記載	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い26及び別紙3(③)(⑥)(⑦)	1
		計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤りが見受けられたので、改善してください。 【法人全体用】 ・記載を省略できない項目「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されていない	・ガイドラインⅢ3(5)1 ・会計省令第29条 ・運用上の取扱い20～25、別紙1 ・留意事項25(2)	3
		法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致しない	・ガイドラインⅢ3(5)3 ・会計省令第31条から第34条 ・運用上の取扱い27	1
		計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 【令和5年度決算】 ・積立金・積立資産明細書について、退職給付引当資産が記載されていない ・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の減価償却累計額(有形固定資産分)の減価償却累計額に誤りがある	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い26及び別紙(⑧)、(⑫)	3
	4(4) その他	法人の登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に变更登记をしてください。 (理事長重任の変更登記が期限内に行われていませんでした)	・ガイドラインⅢ 4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(S39年政令第29号)第3条第1項	2
		資産の総額については、会計年度終了後3カ月以内に变更登记をしてください。(評議員会での承認前に登記を行っている事例がありました。評議員会承認後の登記が期限内となるようにしてください。)	・ガイドラインⅢ4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(昭和39年政令第29号)	2
	合 計			63